

特定非営利活動法人 市民福祉団体全国協議会

# 定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区西新橋一丁目19番6号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民の自発性と相互扶助の精神に基づいた非営利の福祉活動を展開する団体に対し、事業活動が円滑に運営され、より一層の効果が挙げられるよう連絡、交流、支援等の事業を行う。さらに社会貢献事業を行うNPO等の財政基盤を強化するため、寄付の手段を中心とした新しい社会の仕組みづくりと、NPO等自身の事業遂行力の向上に資すること、また高齢者や障害者への生活支援を行い、福祉の増進と豊かな長寿社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 市民の福祉団体の法人化や運営マネジメントの支援に係る事業
- (2) 市民の福祉団体の普及やネットワーキングの事業
- (3) 市民の福祉団体の社会的地位の向上、活動基盤整備などの事業
- (4) 福祉関連相談事業
- (5) 福祉に係る人材育成のための研修・講習会等の事業
- (6) 市民の福祉団体の事務等に関する受託事業

- (7) 市民の福祉団体の保険・共済に関する斡旋事業
- (8) 市民の福祉団体の高齢者住宅への斡旋に関する宅地・建物取引事業
- (9) 寄付募集支援事業
- (10) 前各号に必要な調査研究、情報収集及び提供、啓発及び研修事業
- (11) 前各号に係る会報及び映像、出版物の発行

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員  
この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員  
この法人の事業を賛助し、寄付するため入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出するものとする。

- 2 代表理事は、本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力するとして入会を申込んだ者について、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

#### 第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15 人以上 30 人以内
  - (2) 監事 2 人
- 2 理事のうち、代表理事を 3 人以内とし、若干名を副代表理事、若干名を専務理事、若干名を常務理事とすることができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 代表理事、副代表理事、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事、専務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、予め定めた順序によりその職務を代行する。
- 4 常務理事は、代表理事、副代表理事、専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、

これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、延滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償する事ができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決の加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第 33 条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 6 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第 34 条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 35 条 理事会の議長は代理理事がこれに当たる。

（議決）

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

（議事録）



第 38 条 理事長の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあたっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

### （資産の構成）

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収入

### （資産の管理）

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### （会計の原則）

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### （事業計画及び予算）

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

### （暫定予算）

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### （予備費の設定及び使用）

第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予算費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載してこれを行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	山本いま子	長崎県ボランティア協会
同	高畑 敬一	NPO 法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ
同	兼間 道子	日本ケアシステム協会
副代表理事	米山 孝平	NPO 法人 流山ユー・アイ ネット
理事（事務局長）	田中 尚輝	NPO 法人 NPO 事業サポートセンター
理 事	相澤 米子	NPO 法人 八王子の長寿社会を考える会
同	伊藤 正章	
同	岡本健次郎	社団法人 コミュニティネットワーク協会
同	川上 里美	NPO 法人 さわやか愛知
同	鮫島由喜子	神奈川ワーカーズコレクティブ連合会
同	後藤 辰夫	NPO 法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ
同	近藤 明美	NPO 法人 おひさまくらぶ
同	佐藤 秀次	堺・泉北たすけあい
同	柴田 信子	NPO 法人 ほほえみサービス米沢

同	中村喜佐子	地域福祉サービスかがやき
同	中村 順子	NPO 法人 コミュニティ・サポートセンター神戸
同	堀江 清晃	ふれあいサービス堺つくしの会
同	山越 孝浩	コミュニティラフサポートセンター (CLC)
同	渡邊 法子	NPO 法人 三心会グループホーム菜の花
監 事	加藤由紀子	ふれあい天童
同	水野 嘉女	財団法人 長寿社会文化協会

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 6 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。
 

①正会員	団体・個人共	1 口	10,000 円 (1 口以上)
②賛助会員	非営利団体・個人	1 口	5,000 円 (1 口以上)
	営利団体	1 口	100,000 円 (1 口以上)
7. 第 1 条の変更は平成 14 年 9 月 27 日から施行する。
8. 第 3 条及び第 5 条の変更は平成 16 年 12 月 24 日から施行する。
9. 第 13 条 2、第 14 条 2、第 15 条 2、3 の変更は平成 18 年 2 月 28 日から施行する。
10. 平成 24 年 6 月 2 日一部変更  
この定款は、平成 24 年 10 月 12 日から施行する。
11. 平成 29 年 6 月 3 日一部変更  
この定款は、平成 29 年 8 月 7 日から施行する。
12. 平成 30 年 6 月 16 日一部変更  
この定款は、平成 30 年 12 月 4 日から施行する。

平成31年度 貸借対照表

令和2年3月31日現在

特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会 特定非営利活動に係る事業の会計

(円)

科 目	金 額		
資産の部			
流動資産			
普通預金	2,316,119		
ゆうちょ銀行振替口座	266,590		
商品	421,848		
未収金	5,417,919		
前払金	17,325		
立替金(地域居住支援モデル事業)	161,491		
流動資産合計		8,601,292	
固定資産			
山林	22,572		
建物	17,920,845		
建物附属設備	5,972,762		
構築物	946,393		
減価償却累計額	-3,349,115		
電話加入権	146,440		
敷金	936,241		
固定資産合計		22,596,138	
資産合計			31,197,430
負債の部			
流動負債			
未払金	5,877,985		
前受金	2,075,000		
従業員預り金	48,990		
預り金	10,233		
短期借入金	11,200,000		
流動負債合計		19,212,208	
固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			19,212,208
正味財産の部			
正味財産期首残高		5,064,797	
当期正味財産増減額		6,920,425	
正味財産合計			11,985,222
負債及び正味財産合計			31,197,430

## 平成31年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 市民福祉団体全国協議会

## 1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO会計基準(平成25年4月1日 NPO法人会計基準協会)によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
仕入原価法により算出した取得価格による原価法によっています。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
建物および内部造作は定額法によっています。
- (3) 引当金の計上基準
- (4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
- (3) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

## 2. 事業別損益の状況

・別紙にて

## 3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位:円)

内容	金額	算定方法
無し		

## 4. 用途等が制約された寄附金等の内訳

用途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。

当法人の寄付正味財産は11,186,774円ですが、そのうち63,695円は、下記のように用途が特定されています。

災害支援寄付として63,695円となっています。

したがって用途が制約されていない寄付正味財産は11,123,079円です。

(単位:円)

内容 (無し)	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
合計	0	11,186,774	11,186,774	0	

5. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産		0				
山林	22,572	0	0	22,572	0	22,572
建物	17,920,845	0		17,920,845	-1,823,443	16,097,402
内部造作	0	0	0	0	0	0
建物附属設備	5,972,762	0	0	5,972,762	-1,233,869	4,738,893
構築物	946,393	0	0	946,393	-291,803	654,590
電話加入権	146,440	0	0	146,440		146,440
敷金	936,241	0	0	936,241		936,241
.....				0		0
無形固定資産				0		0
.....				0		0
投資その他の資産				0		0
敷金				0		0
.....				0		0
合計	25,945,253	0	0	25,945,253	-3,349,115	22,596,138

6. 借入金の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
	15,200,000	0	4,000,000	11,200,000
合計	15,200,000	0	4,000,000	11,200,000

7. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
活動計算書計 (貸借対照表)	19,624,881	0
貸借対照表計	31,197,430	1,700,000

8. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- ・ 事業費と管理費の按分方法

按分しておりません

- ・ その他の事業に係る資産の状況

ございません

# 平成31年度 活動計算書(報告書)

平成31年04月01日～令和2年03月31日(配賦)

特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会 特定非営利活動に係る事業の会計

(円)

科目	金額	
<b>1. 経常増減の部</b>		
(1) 経常収益		
受取会費		
正会員受取会費	3,167,628	
法人特別賛助会員受取会費	3,798,980	
受取会費計		6,966,608
事業収益		
研修事業収益	646,000	
広報事業収益		
- 法人	130,476	
共済事業収益	49,934	
書籍等物品販売事業収益		
- ライフサポート物品販売	25,330	
ライフサポート事業収益		
- 事務所使用料	360,000	
居住支援事業収益		
- 相談料	1,170,000	
事業収益計		2,381,740
受取補助金等		
受取国交省補助金		
- 国交省	2,542,466	
受取補助金等計		2,542,466
受取負担金	2,700,000	
受取負担金計		2,700,000
受取寄付金		
受取寄付金	11,123,079	
受取災害寄付金		
- 九州豪雨災害	53,695	
- その他	10,000	
受取寄付金計		11,186,774
雑収益		
受取利息	34	
雑収益		
- 課税対象外	55,692	
雑収益計		55,726
経常収益合計		25,833,314
(2) 経常費用		
事業費		
■[部門なし]		
国交省居住支援事業費(②居住支援)		
給料手当	1,624,737	
賃金	784,002	
報償費	300,000	
旅費交通費	164,924	
通信運搬費	43,820	
印刷製本費	896,322	
賃借料	257,400	
委託費	150,000	
国交省居住支援事業費(②居住支援)計		4,221,205
■[部門なし]計		4,221,205
■地域居住支援モデル事業		
地域居住支援モデル事業費		



# 平成31年度 活動計算書(報告書)

平成31年04月01日～令和2年03月31日(配賦)

特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会 特定非営利活動に係る事業の会計

(円)

科目	金額	
役務費	23,363	
支払手数料	22,726	
地域居住支援モデル事業費計		46,089
■地域居住支援モデル事業計		46,089
■会活動		
会活動事業費		
交際費	2,160	
旅費交通費	177,710	
通信運搬費	80,719	
印刷製本費	55,166	
賃借料	17,500	
講師謝金	11,137	
支払手数料	324	
雑費	46,000	
会活動事業費計		390,716
■会活動計		390,716
■研修事業		
研修事業費		
賃金	5,000	
会議費	128,360	
会場借上費	70,770	
旅費交通費	16,100	
通信運搬費	24,192	
印刷製本費	29,601	
講師謝金	95,685	
支払手数料	1,080	
負担金支出	115,939	
雑費	1,080	
研修事業費計		487,807
■研修事業計		487,807
■広報事業		
広報事業費		
期末商品棚卸高	616,936	
印刷製本費	97,673	
支払手数料	654	
広報事業費計		715,263
■広報事業計		715,263
■共済事業		
共済事業費		
支払手数料	6,980	
雑費	108	
共済事業費計		7,088
■共済事業計		7,088

# 平成31年度 活動計算書(報告書)

平成31年04月01日～令和2年03月31日(配賦)

特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会 特定非営利活動に係る事業の会計

(円)

科目	金額	
<b>■復興支援事業</b>		
被災地支援経費		
通信運搬費	1,496	
減価償却費	1,086,200	
被災地支援経費計		1,087,696
<b>■復興支援事業計</b>		1,087,696
<b>■ライフサポート事業</b>		
ライフサポート事業費		
旅費交通費	390,304	
資料費	1,320	
支払手数料	9,940	
租税公課	1,740	
アルバイト賃金	977,995	
ライフサポート事業費計		1,381,299
ライフサポート事業費(書籍等)		
支払手数料	406	
ライフサポート事業費(書籍等)計		406
<b>■ライフサポート事業計</b>		1,381,705
<b>■管理</b>		
管理費配賦額【配賦率・経常収益合計比】		
給料手当	152,693	
法定福利費	18,189	
法定福利費(労働保険料)	960	
福利厚生費	2,289	
旅費交通費	31,251	
通信運搬費	116,136	
消耗品費	6,813	
修繕費	17,580	
新聞図書費	1,329	
研修費	438	
印刷製本費	22,074	
水道光熱費	8,951	
家賃・管理費	165,841	
賃借料	1,210	
リース料	12,338	
保険料	3,296	
諸会費	8,050	
委託費	60,620	
顧問料	30,591	
税理士報酬	2,310	
支払手数料	8,119	
租税公課	58,194	
寄付金支出	630	
アルバイト賃金	60,209	
管理費配賦額【配賦率・経常収益合計比】計		790,111

# 平成31年度 活動計算書(報告書)

平成31年04月01日～令和2年03月31日(配賦)

特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会 特定非営利活動に係る事業の会計

(円)

科目	金額	
■管理計		790,111
事業費計		9,127,680
管理費		
給料手当	2,028,633	
法定福利費	241,656	
法定福利費(労働保険料)	12,761	
福利厚生費	30,411	
旅費交通費	415,198	
通信運搬費	1,542,951	
消耗品費	90,511	
修繕費	233,556	
新聞図書費	17,663	
研修費	5,812	
印刷製本費	293,275	
水道光熱費	118,922	
家賃・管理費	2,203,323	
賃借料	16,070	
リース料	163,918	
保険料	43,787	
諸会費	106,950	
委託費	805,380	
顧問料	406,419	
税理士報酬	30,690	
支払手数料	107,873	
租税公課	773,156	
寄付金支出	8,370	
アルバイト賃金	799,916	
管理費計		10,497,201
経常費用合計		19,624,881
当期経常増減額		6,208,433
2.経常外増減の部		
(1)経常外収益		
過年度損益修正益	375,088	
債務免除益	450,000	
経常外収益合計		825,088
(2)経常外費用		
過年度損益修正損	43,096	
経常外費用合計		43,096
当期経常外増減額		781,992
税引前当期正味財産増減額		6,990,425
法人税、住民税及び事業税	70,000	
当期正味財産増減額		6,920,425
正味財産期首残高		5,064,797
正味財産期末残高		11,985,222